

# 白庭台集会所使用規定

## 第1条（目的）

この規定は、白庭台自治会集会所（北集会所・南集会所・中央集会所、以下集会所という）の使用基準を定め、適切な運用を通じて、自治会活動の発展並びに自治会員相互の親睦と福祉、教養の向上に資することを目的とする。

## 第2条（維持及び運営）

集会所の維持管理運営は自治会が行う。

ただし、運営については、集会所管理部（以下管理部という）が担当する。

## 第3条（使用資格者）

集会所を使用できる者は次のとおりとする。

1. 自治会の各組織、自主防災会、白朗会、子供会。
2. 自治会員、及びその家族。
3. 公共機関
4. その他（ただし、参加者の2/3は白庭台自治会員であること）

## 第4条（使用申請者）

自治会員は、集会所の使用を申請することができる。

## 第5条（使用申請と承認）

1. 集会所の使用を申請しようとする者は、使用日の5日前までに、使用目的・場所・使用人数・責任者・連絡先を管理部（中央・北・南集会所管理者）に申請しなければならない。  
（定期的な使用等、1年を通じて大方の予定が確定している場合は前もってグループで責任者を決めて登録することができる。登録は年度毎の申請とする。）
2. 前項の申請をした者は、使用する日までに、「集会所使用申込書」に、使用日時等所定の事項を記入した上、使用料とともに管理部に（中央・北・南集会所管理者）提出しなければならない。
3. 管理部は、前項の集会所申込書、使用料の提出を受けて、使用を許可するものとする。

4. 使用申請者において、使用を取り消すときは、その旨を管理部に届けなければならない。

ただし、使用する日の前日・当日の取り消しは、本規定にさだめるそれぞれの使用料金を徴収する。

5. すでに集会所の使用を許可している場合であっても、自治会の緊急会議、自治会員の葬儀その他緊急事態の発生により、集会所を使用する必要が生じた場合、これらの使用を優先し、すでに行っている許可は取り消すものとする。

管理部は、この届出があったときは、すでに集会所使用申し込み書及び使用料を受領しているときは、これらを使用申請者に返却するものとする。

## 第6条（使用料）

集会所の使用料は、次のとおりとする。

1. 自治会の各組織、自主防災会、白朗会、子供会の各活動及び公共機関の使用は、無料。
2. 自治会員の使用は、
  - ①北集会所・南集会所（和室・洋室共）  
4時間 600円
  - ②中央集会所（和室・洋室共） 4時間 800円
  - ③その他役員会の認めたもの
3. 自治会員の葬儀使用は、
  - ①北集会所・南集会所 1日 5,000円  
2日15,000円
  - ②中央集会所 1日 7,500円  
2日22,500円

## 第7条（使用時間）

集会所を使用できる時間は、通常の場合、午前（9時～13時）、午後（13時～17時）、夜（17時～21時）の4時間単位、葬儀に関しては1日及び2日単位とする。

ただし、特別な事情により、あらかじめ承認を得た時はこの限りではない。

## 第8条（使用回数）

集会所使用回数は、同一の活動で使用するとき、一集会所を月3回までとし、三集会所合わせて月4回までとする。

#### 第9条（遵守義務）

集会所を使用する者は、この規定及び管理部から示された使用条件、指示事項を遵守しなければならない。

#### 第10条（行為の禁止）

集会所においては、次に掲げる行為を行ってはならない。

1. もっぱら営利を目的とした事業を行い、特定の営利事業に集会所の名称を利用させ、その他営利事業を援助すること。謝礼に対して使用時間4時間単位で5,000円を上限金額目安とし、それを超える場合は営利と判断し、原則使用はできないものとする。
2. 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持する行為を行うこと。
3. 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗教若しくは教団を支持する行為を行うこと。
4. 飲食のみを目的とした使用は禁止。
5. 床を傷つける恐れのある履物の使用禁止。

#### 第11条（使用者の責任）

集会所の使用者は、使用後に集会所の内外を十分確認し、鍵を返却する際に、所定の「使用後点検確認表」及び「当日利用者名簿」を提出しなければならない。

（ただし、グループ登録を行っている場合「使用後点検確認表」の提出は必要、「当日利用者名簿」の提出は不要とする。）

使用後の点検が不十分なために発生した盗難、火災等については、その使用者が責任を負うものとする。また集会所及び備品の使用中の汚れ、破損については、使用者負担で原状回復をすること。

#### 第12条（免責条項）

本規定5条による使用の取り消し、または使用の中止により生じた使用者側の損害については、自治会はその責任を負わない。

#### 第13条（規定の改定）

本規定の改定は、自治会役員会において、過半数の承認をもって行うものとする。  
（規定改定の最終決定は自治会役員が行うものとするがそのプロセスとして諮問機関である「まちづくり委員会」と十分な協議を行うものとする。）

#### 附則

平成3年2月1日	制定
平成16年4月1日	改定
平成19年12月1日	改定
平成20年4月1日	改定
平成21年5月1日	改定
平成22年6月26日	改定
平成24年5月1日	改定
平成25年2月16日	改訂